

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏 名 株式会社ミナミ

代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許 可 の 年 月 日 平成29年1月10日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和4年1月9日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

破砕（移動式）施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する）

ア 木くず

以上1品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1（駐機場所）

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年1月10日 新規許可

平成29年1月10日 更新許可

平成31年4月8日 変更届出（事業の用に供する施設の変更、破砕施設（許可番号 館福環
- 3390）の追加）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
破碎(移動式) (木くず) (平成23年4月6日 設置) (平成22年11月17日 許可) (許可番号 館福環-3278)	453.2 t/日	1	岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12 地割字岩崎51番1 (駐機場所)
破碎(移動式) (木くず) (平成31年4月1日 設置) (平成31年2月19日 許可) (許可番号 館福環-3390)	209.6 t/日	1	

別記2

移動式の破碎処理については、発生事業場内で行うこと。